

ハ サ ッ プ

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（通称：HACCP支援法）
の一部を改正する法律（概要）

平成25年9月
農林水産省

1 趣旨

(1) 本法は、食品の安全性の向上、品質管理の徹底等を目的に、食品製造業界にHACCPの導入を促進するため、これに必要な施設整備に対する（株）日本政策金融公庫の長期低利融資を措置している。

※ HACCPは、原材料の受入れから最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害を分析（危害要因の分析：Hazard Analysis）した上で、危害の防止につながる特に重要な工程（重要管理点：Critical Control Point）を継続的に監視・記録するシステム。科学的根拠に基づくシステムの導入により問題のある製品の出荷を未然に防止でき、最終製品における食品安全の確保を図ることが可能。

(2) 本法は、その有効期限が平成25年6月30日までであったが、食品製造業界の大宗を占める中小事業者によるHACCPの導入が伸び悩む中で、その導入を引き続き促進するため、HACCP導入を支援対象とする現行制度に加え、

- ① 中小事業者にとって困難な専門チームの編成や、恒常的な監視体制の構築等が求められるHACCPの導入に一気に取り組むのではなく、その導入に至る前段階の衛生・品質管理の基盤となる施設や体制の整備（高度化基盤整備）までの取組も本法の支援の対象とする
- ② このような段階を踏んだ取組を着実に支援するため、本法の有効期限を平成35年6月30日まで（10年間）延長する
- ③ 更に、HACCP導入が輸出促進に資することとなるよう取り組むという方向性を本法において明確化する

措置を講じ、食品製造業界における食品安全の取組を後押しする。

2 改正の内容

(1) 高度化基盤整備の支援対象化

HACCPの導入を一気に目指すことが困難な中小事業者が、高度化基盤整備のみに取り組む場合についても、本法の支援（公庫の長期低利融資）の対象とする。

(2) 法の有効期限の延長

当初5年程度で高度化基盤整備の普及・定着を図り、それに続く期間でHACCPの更なる導入を促進するため、本法の有効期限を平成35年6月30日まで（10年間）延長し、法は、同日限り、その効力を失うものとする。

※ 本改正法の施行後5年を目途として施行状況につき確認する「検討条項」を措置

(3) 輸出促進の位置付けの明確化

国が定める基本方針は、HACCP義務付け等の国際的動向を踏まえ、HACCP導入が輸出促進に資することとなるよう配慮して定める旨を法律上明記する。

3 施行期日

公布の日（平成25年6月21日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日。ただし、2（2）については、公布の日。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（HACCP支援法）の一部を改正する法律

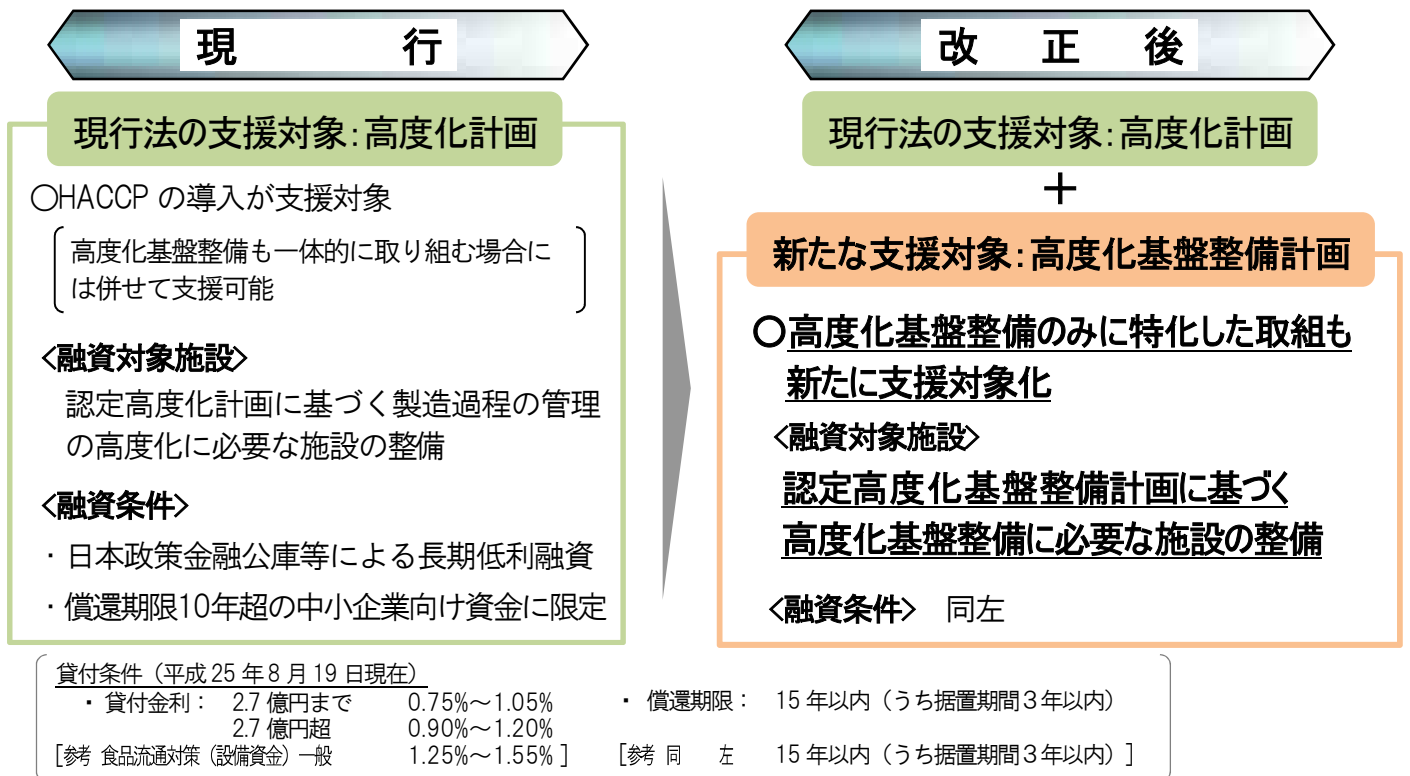
<改正の趣旨>

本法は、その有効期限が平成25年6月30日までであったが、食品製造業界の大宗を占める中小事業者によるHACCPの導入が伸び悩む中で、その導入を引き続き促進するため、HACCP導入を支援対象とする現行制度に加え、以下の措置を講ずる。

- (1) 中小事業者にとって困難な専門チームの編成や、恒常的な監視体制の構築等が求められるHACCPの導入に一気に取り組むのではなく、その導入に至る前段階の衛生・品質管理の基盤となる施設や体制の整備（高度化基盤整備）までの取組も支援の対象とする。
- (2) このような段階を踏んだ取組を着実に支援するため、本法の有効期限を平成35年6月30日まで（10年間）延長する。
- (3) 更に、HACCP導入が輸出促進に資することとなるよう取り組むという方向性を本法において明確化する。

【改正の内容】

（１）高度化基盤整備の支援対象化



（２）法の有効期限の延長

<有効期限> 平成25年6月30日

平成35年6月30日

[10年間延長]

※ 施行後5年を目途に施行状況につき確認する「検査項」を措置

（３）輸出促進の位置付けの明確化

- 国が定める基本方針は、HACCP義務付け等の国際的動向を踏まえ、HACCP導入が輸出促進に資することとなるよう配慮して定める旨を法律上明記

【施行期日】

公布の日（平成25年6月21日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日。ただし、（２）の施行期日は公布の日。

HACCP支援法(食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法) 改正のポイント



危害分析



継続的な監視・記録

HACCPシステムの導入

実施しなければならない事項

- ・HACCPチームの編成
- ・危害要因、管理基準等の科学的分析
- ・重要管理点での継続的な監視・記録 等

HACCPシステム

中小企業には困難

- ・人材確保が困難
- ・技術的知識が不足
- ・コスト転嫁が困難



低温室等の自動温度記録器・警報機
(温度管理等の自動化による確実性向上)

高度化基盤整備

従業員教育、
コンプライアンスの徹底等



従業員の衛生管理



食品製造設備の保守管理

施設・設備の整備



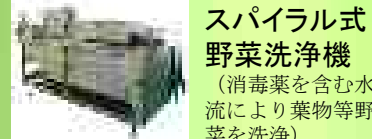
手洗い施設

(消毒器の使用に連動して作動する
自動ドア、エアタオル)



殺菌水供給装置

(塩素添加による井水等の殺菌)



スパイラル式
野菜洗浄機

(消毒薬を含む水
流により薬物等野
菜を洗浄)



ソックダクト

(空調機から排出された空気を清浄化)



空調機、冷蔵庫の導入 (製造環境の低温管理)

改正後

この部分のみの計画でも融資対象
(新たな支援対象)
「高度化基盤整備計画」

「製造過程の管理の高度化」
ハサップ導入までを定めた計画(高度化計画)に基づき融資対象

改正後

法の有効
期限の延長

平成25年6月30日

平成35年6月30日

【10年間延長】

※ 本改正法の施行後5年を目途として施行状況について確認する
「検討条項」を措置

改正後

輸出促進の位
置付けの明確化

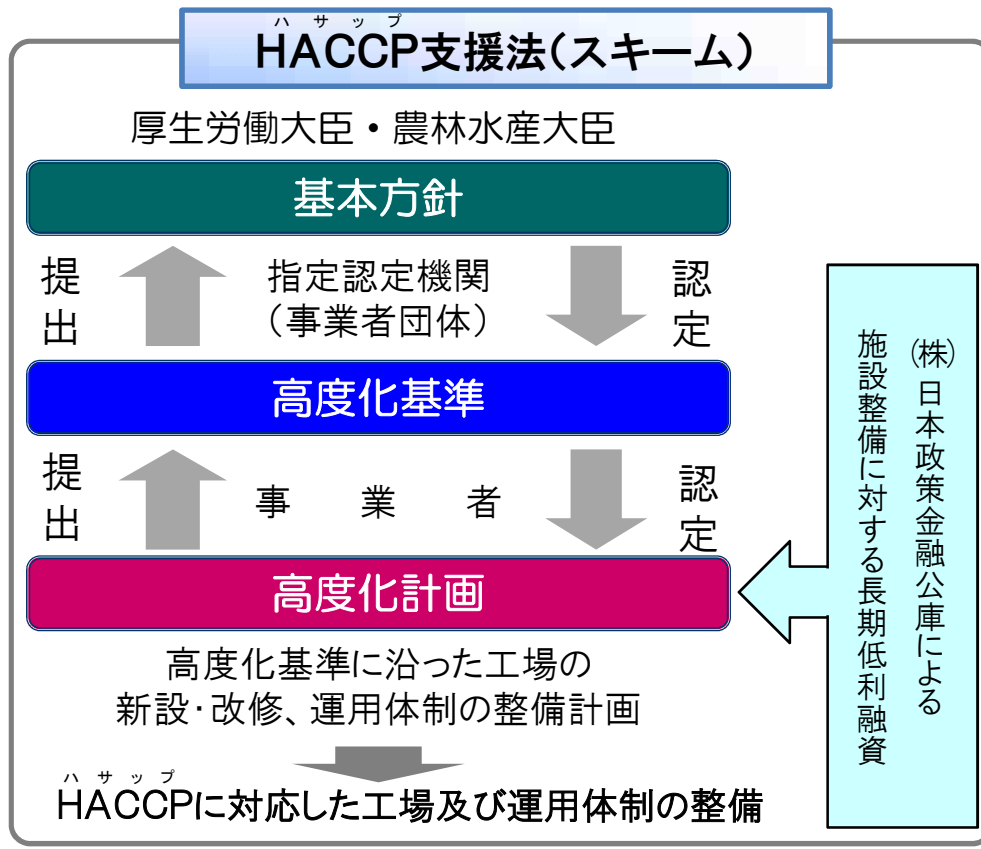
国が定める基本方針は、HACCP義務付け等の国際的動向を踏まえ、HACCP導入が輸出促進に資することとなるよう配慮して定める旨を法律上明記

HACCP支援法及びHACCP導入支援のための予算措置

HACCP支援法とは

食品の安全性の向上と品質管理の徹底に対する社会的な要請に対応し、食品製造業界全体にHACCPの導入を促進するため、厚生労働省との共管にて、平成10年5月に制定。

以降、5年毎に延長。本法に基づき、(株)日本政策金融公庫の長期低利融資を措置。



HACCP導入支援のための予算措置

ソフト面の支援事業

食品の品質管理体制強化対策【25当初】 2.8億円

- ①高度化基盤整備事項の作成・普及
有識者等を交え、食品の業種別等に最適化した基盤事項を体系的に分かりやすく作成し、普及促進
- ②HACCP導入を担う人材の養成研修
HACCP導入の牽引役を担う現場責任者・指導者等を養成するための実践的な研修の実施
- ③専門家による現場での助言・指導
専門家を工場等の現場に派遣し、現場の状況に即した低コストでのHACCP導入支援等の助言・指導の実施
- ④HACCP等食品安全の取組の普及啓発
食品製造事業者によるHACCP等の食品安全の取組を消費者に情報発信するセミナー等の実施

ハード面の支援事業

6次産業化推進事業【24補正】 36億円の内数

農林漁業者と多様な業種の事業者が連携して行う6次産業化等の取組に必要な大規模な加工施設・機械の整備等を支援

6次産業化整備支援事業【25当初】 7億円

六次産業化・地産地消法等の認定を受けた農林漁業者等が必要とする農林水産物の加工・販売のための機械・施設等の整備を支援

〔農林漁業者と連携して新商品等の事業化に取り組む場合に、HACCPに対応した施設整備に対して支援可能〕